

動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う 関係政令の整備及び経過措置に関する政令案の概要について

令和元年 8 月
環境省自然環境局

1. 背景・趣旨

動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第 39 号。以下「改正法」という。）の施行に伴い、動物に関する帳簿の備付け等を要する取扱いとして動物を譲り受けてその飼養を行うことを定めるほか、関係政令の規定の整備を行うとともに、必要な経過措置を定めることとする。

2. 改正の内容

（1）動物の愛護及び管理に関する法律施行令の一部改正について

① 動物に関する帳簿の備付け等を要する取扱いの追加

改正法による改正後の法（以下「新法」という。）第 21 条の 5 第 1 項の動物に関する帳簿の備付け等を要する第一種動物取扱業者による動物の取扱いとして、動物を譲り受けてその飼養を行うことを定める。

② 特定動物に関する規制の強化に係る規定の整備

新法第 25 条の 2 において、新たに特定動物^{※1}の愛玩目的での飼養又は保管が禁止されたことに伴い、改正法による改正前の法（以下「旧法」という。）第 26 条第 1 項の特定動物の定義に係る規定が新法第 25 条の 2 に規定されたため、動物の愛護及び管理に関する法律施行令（昭和五十年政令第百七号）第 2 条において当該改正に伴う条ズレ措置を講ずる。

※1 人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれがある動物として政令で定める動物（その動物が交雑することにより生じた動物を含む。）

（2）中小企業等経営強化法施行令の一部改正（ハネ改正）について

改正法の施行により、旧法「第二十四条の二」が「第二十四条の二の二」に条項移動するため、当該条項を引用する中小企業等経営強化法施行令第 14 条第 2 項第 5 号中の当該記載に関して所要の措置を講ずる。

（3）特定動物の飼養又は保管の許可に関する経過措置^{※2}について

旧法第 26 条第 1 項に規定する特定動物が交雑することにより生じた動物についての新法第 26 条第 1 項の許可を受けようとする者は、改正法の施行日前においても、その許可の申請をすることができることとする。

また、都道府県知事は、許可の申請があった場合に改正法の施行日前においても、新法第 26 条第 1 項の許可をすることができることとし、この場合において、当該許可は、改正法の施行日において新法第 26 条第 1 項の規定により許可を受けたものとみなすこととする。

※2 特定動物（交雑した動物ではない動物）については、改正法附則第 4 条において、改正法の施行の際に現に許可を受けているものの取扱いや施行の前に旧法の規定に基づき提出された申請の取扱いについての経過措置が規定されている。

3. 施行期日

改正法の施行の日（令和 2 年 6 月 1 日）とすることとする。ただし、特定動物の飼養又は保管の許可に関する経過措置については、令和 2 年 3 月 2 日に施行させることとする。